

施設保全管理事業

- ・市有建築物外壁点検業務委託料の詳細について

都市整備部 建築営繕課

【委託内容】

建築基準法第 12 条による（建築士等による）点検調査

- ・外壁点検業務：外壁仕上げ材がタイルなどの建築物の打診調査  
点検施設：東公民館、東消防署
- ・定期点検業務：建築物全体（施設の敷地、建築物の外部、屋上、内部、設備）の点検  
点検施設：総合福祉センター、わかくさ保育所、手塚治虫記念館など 30 施設